

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成30年12月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800365号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800024号

第1 結論

昭和52年*月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年*月から昭和56年3月まで

夫と義父母の3人分の国民年金保険料は集金により納付していたが、私が結婚した昭和55年4月頃、義父が、私たち夫婦と一緒に年金をもらえるようにA町(現在は、A市)役場で国民年金の加入手続及び保険料納付をしてきたと言って、私の年金手帳を渡してくれた。義父からは現金を持って役場へ手続に行き、未納となっている私の国民年金保険料を3年以上遡って納付してくれたと聞いており、その後は、義父が集金で納付してくれていた。義父からは年金手帳しか受け取っていないが、年金手帳が交付されており、義父が請求期間の保険料を納付しているはずなので、未納となっているのは納付できない。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、結婚した昭和55年4月頃、義父がA町役場で国民年金の加入手続及び保険料納付をしてきたと言って年金手帳を渡してくれ、義父からは現金を持って役場へ行き、未納となっている請求者の国民年金保険料を3年以上遡って納付してくれ、その後は義父が納付してくれていたと陳述している。

しかしながら、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を3年以上遡って納付してくれたとする義父は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができず、請求者自身は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和56年5月から同年6月頃にA町で払い出されたものと推認され、この頃に請求者の国民年金の加入手続が行われ、20歳到達時(昭和52年*月*日)まで遡って被保険者の資格を取得したと考えられることから、請求者が主張する昭和55年4月から当該払出時より前までは、

請求者は国民年金に加入しておらず、制度上、義父が請求者の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 5 月から同年 6 月の時点では、第 3 回特例納付（時効により納付できない期間の未納保険料を遡って納付できた特例的制度、実施期間：昭和 53 年 7 月から昭和 55 年 6 月まで）は既に終了しており、その後に特例納付が実施されていないことから、当該払出時点で、請求期間のうち昭和 52 年*月から昭和 54 年 3 月までは、時効により国民年金保険料を納付できない期間となっている。

加えて、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、請求期間のうち昭和 54 年 4 月から昭和 56 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、市町村では過年度保険料を取り扱っておらず、請求者が義父から聞いたとしている A 町役場では、過年度保険料を納付することはできなかったと考えられる。

そのほか、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索、並びに A 町で払い出された国民年金手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。